## 関係団体等からのヒアリングについて

平成26年9月11日 事務局

## 関係団体等からのヒアリングについて

	団体名等	発表者及び関係同席者(敬称略)
1	携帯電話販売代理店各社	【発表者】 (株)ティーガイア 竹岡 哲朗 代表取締役社長 (同席:同社 俣野 通宏 上席執行役員 経営企画部長) 【関係同席者】 コネクシオ(株) 井上 裕雄 代表取締役社長 (株)ベルパーク 西川 猛 代表取締役社長 (株)クロップス 前田 博史 代表取締役会長 (株)相互移動通信 池崎 正典 代表取締役社長
2	一般社団法人電気通信事業者協会	【発表者】 奥山 八州夫 専務理事 消費者支援委員会 永谷 将 副委員長 【関係同席者】 (株) N T T ドコモ 山本 訓弘 経営企画部 担当部長 K D D I (株) 藤田 元 理事 渉外・広報本部長 ソフトバンクモバーイル(株) 徳永 順二 常務執行役員 財務副統括担当 兼 渉外本部 本部長 西日本電信電話(株) 古賀 弘茂 営業本部 マーケティング部 企画部門長 東日本電信電話(株) 名越 雅晴 営業推進本部 販売企画部 部門長 ワイモバイル(株) 大橋 功 渉外室室長
3	一般社団法人日本インターネット プロバイダー協会	木村 孝 消費者問題対応WG 主査
4	一般社団法人テレコムサービス協会	丸橋 透 サービス倫理委員会 委員長

## 携带電話販売代理店各社

- 電気通信分野における苦情・相談処理体制についての考え方及び苦情減少に向けた今後の取組み
- 〇 中間取りまとめについて
  - ・制度化に当たっての実務上の観点からの御意見
- 一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、
- 一般社団法人テレコムサービス協会
- 電気通信分野における苦情・相談処理体制についての考え方及び苦情減少に向けた今後の取組み
- 〇 期間拘束・自動更新付き契約についての考え方
  - ・ 提供条件の説明方法、更新月のプッシュ型通知の方法について
  - 期間拘束付契約に自動更新がセットとなっていることについて
  - 契約解除料が発生せずに解約できる期間が1ヶ月に限られていることについて(当該月の利用料金が日割りではなく1ヶ月分生じることがあることについて)
  - 長期間利用した場合でも更新月以外には一律の契約解除料が発生することについて
  - ・ 契約解除料に係る利用者と事業者の間の費用分担の在り方について
- 〇 中間取りまとめについて
  - ・制度化に当たっての実務上の観点からの御意見